



I. 工事概要

1. 工事名称	R2環首 剣山国定公園 三・東祖谷管生 見ノ越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築
2. 工事場所	三好市東祖谷管生
3. 敷地面積（工事範囲）	126.50㎡
4. 工事種目	工事内容：公衆トイレの改築工事。 構造規模：鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 36.00㎡2、延面積 34.00㎡2
5. 工事区分	管工事を除く建設工事及び外構工事を含む建築工事一式
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁庁舎部監修の下記による。</p> <p>①公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「標準」という。)</p> <p>②敷地調査共通仕様書(平成27年版)</p> <p>③建築工事標準詳細編(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>⑤公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>⑥木造建築工事標準仕様書(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築工事標準仕様書 平成28年版 等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <p>県内屈指の観光地のため歩行者車両に十分注意し、観光地としてのイメージを損なわないよう施工すること。また冬季においては12月から3月まで道路が凍結し通行できない。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成15年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び監督等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが難しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総発第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することによって排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び監督等が分かる写真を監督員へ提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内以内に「同特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>

項目	特記事項
	<p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に90日間配置すること。</p> <p>・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている。)(義務)付けられないない。</p> <p>・警備員は、延100人(昼90人、夜10人)うち検定合格警備員100人)を確保している。</p> <p>・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。</p> <p>・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。</p> <p>・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎施工関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要領(平成5年12月2日 建設省建設第3号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建設第3号)その他関係法令に従い適切に行うこと。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場合は、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面、深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を講ずなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から即す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式レーンのブームの格納、ダンプトラックの乗台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れ防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業票」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>

項目	特記事項
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、當該指定の工事構造物を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事構造物については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「5. 材料・製品等」◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。</p> <p>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び備付材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、産業物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従って処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合は、またはは選定する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第121条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書で規定する監督員をい)、種々の規定による場合は監督員と話し替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <p>・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。</p> <p>処分許可業者の会社名、所在地</p> <p>処分地の所在地</p> <p>運搬距離</p> <p>処理手帳(取扱書)</p> <p>上記以外の許可業者の処分場を処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分手帳の見積書の提出を求め、確認変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物業者に変更すること。ただし、種々の事情により優良産業廃棄物業者以外の処分場を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルトの撤去処分については、中間処理施設のみとする。木材については、50㎡の範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつたときは、建設発生土は建設発生土搬出證書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているを確認するとともに、監督員に建設発生土搬出證書(様式)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設副産物の廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージョンを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>

徳島県危機管理環境部環境部	●工事名 R2環首 剣山国定公園 三・東祖谷管生 見ノ越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築	●図面番号 T-01	中飯賀業建築研究所
	●図面名 建築改修工事仕様書 (1)	●縮尺 NON	〒779-1750 徳島県阿南市椿町瀬戸9-26 1級建築士 203047号 中飯 賀業

項 目	特 記 事 項
5. 材料・製品等	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要部品等（有・無）</p> <p>部品等名称： 保管場所： 注意事項：</p>
	<p>◎建設リサイクル法通知済証の提示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事のめく検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示書の全量写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>
	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJISマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定められた試験、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁官庁情報部「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p>
	<p>◎受注者は、本工事に使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」（電子データ）、「建設資材使用実績報告書」（電子データ）を監督員へ提出しなければならない。</p>
	<p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、特許可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に仮設業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書を平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>

項 目	特 記 事 項																																																																																			
6. 化学物質を発生する建築材料等	<p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W10対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員へ提出しなければならない。</p>																																																																																			
	<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用して製造された製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 個人企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p>																																																																																			
7. 施工	<p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員へ提出しなければならない。</p>																																																																																			
	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、繊維材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤等は、フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當番機へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進捗済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>開口上穴埋め補修</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開口上(リンパレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口差出</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>開口上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁(空調用のモルタル壁)</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根(仮まで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>窓、便所等の箱入れ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋ガワリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器等の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリーブ入れ	○	○	○	○	○	開口上穴埋め補修	○	○	○	○	○	スリーブ開口補強(鉄筋)	○					開口上(リンパレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口差出	○	○	○	○	○	開口上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁(空調用のモルタル壁)	○		○			屋根(仮まで)	○					窓、便所等の箱入れ	○	○	○	○		開口補強	○					鉄筋ガワリ取り付け	○					空調機器等の基礎工事	○			
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																															
梁、壁、床スリーブ入れ	○	○	○	○	○																																																																															
開口上穴埋め補修	○	○	○	○	○																																																																															
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																			
開口上(リンパレン等)	○																																																																																			
床、天井点検口	○																																																																																			
設備機器天井開口差出	○	○	○	○	○																																																																															
開口上切込み及び開口補強	○																																																																																			
衛生器具取付のブロック壁(空調用のモルタル壁)	○		○																																																																																	
屋根(仮まで)	○																																																																																			
窓、便所等の箱入れ	○	○	○	○																																																																																
開口補強	○																																																																																			
鉄筋ガワリ取り付け	○																																																																																			
空調機器等の基礎工事	○																																																																																			

項 目	特 記 事 項																																																																										
8. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員へ提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等を指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>◎ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>◎ 鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>◎ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>◎ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防水</td> <td rowspan="5">防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塩化ビニルシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>◎ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>◎ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>からぶき</td> <td>・ からぶき作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属</td> <td>建築金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工</td> <td>◎ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗装</td> <td>サッシ施工</td> <td>◎ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>◎ ビル用サッシ施工</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>◎ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内装</td> <td rowspan="4">内装仕上げ施工</td> <td>◎ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鋼鉄下地工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配管</td> <td>配管</td> <td>◎ 器具取付工事作業</td> </tr> <tr> <td>造作</td> <td>・ 器具取付工事作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>◎ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>造作</td> <td>・ 造作工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷凍空調機器施工</td> <td>◎ 冷凍空調機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	◎ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	◎ 鉄筋組立作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	◎ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	◎ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴムシート防水工事作業	・ 塩化ビニルシート防水工事作業	タイル	タイル張り	◎ タイル張り作業	木	建築大工	◎ 大工工事作業	屋根及びとい	建築金	・ 内外装板金作業	からぶき	・ からぶき作業	金属	建築金	・ 内外装板金作業	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	サッシ施工	◎ 木製建具機械加工作業	塗装	サッシ施工	◎ アルミ製室内建具製作作業	ガラス施工	◎ ビル用サッシ施工	塗装	塗装	◎ ガラス工事作業	内装	内装仕上げ施工	◎ 建築塗装作業	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	・ 鋼鉄下地工事作業	配管	配管	◎ 器具取付工事作業	造作	・ 器具取付工事作業	配管	配管	◎ 建築配管作業	機械設備	造作	・ 造作工事作業		冷凍空調機器施工	◎ 冷凍空調機器施工作業
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																									
仮設	とび	◎ とび作業																																																																									
鉄筋	鉄筋施工	◎ 鉄筋組立作業																																																																									
コンクリート	コンクリート圧送施工	◎ コンクリート圧送工事作業																																																																									
型枠	型枠施工	◎ 型枠工事作業																																																																									
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																									
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業																																																																									
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																									
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																									
		・ 合成ゴムシート防水工事作業																																																																									
		・ 塩化ビニルシート防水工事作業																																																																									
タイル	タイル張り	◎ タイル張り作業																																																																									
	木	建築大工	◎ 大工工事作業																																																																								
屋根及びとい	建築金	・ 内外装板金作業																																																																									
	からぶき	・ からぶき作業																																																																									
金属	建築金	・ 内外装板金作業																																																																									
	左官	・ 左官作業																																																																									
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業																																																																									
	サッシ施工	◎ 木製建具機械加工作業																																																																									
塗装	サッシ施工	◎ アルミ製室内建具製作作業																																																																									
	ガラス施工	◎ ビル用サッシ施工																																																																									
塗装	塗装	◎ ガラス工事作業																																																																									
内装	内装仕上げ施工	◎ 建築塗装作業																																																																									
		・ プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																									
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																									
		・ 鋼鉄下地工事作業																																																																									
配管	配管	◎ 器具取付工事作業																																																																									
	造作	・ 器具取付工事作業																																																																									
配管	配管	◎ 建築配管作業																																																																									
機械設備	造作	・ 造作工事作業																																																																									
	冷凍空調機器施工	◎ 冷凍空調機器施工作業																																																																									
10. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後直ちに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	1回	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回																																																											
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																									
3千万円未満	1回	1回																																																																									
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																									
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																									
1億円以上	2回	3回																																																																									

2章 仮設工事

項 目	特 記 事 項								
11. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類          ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（A4・A3、<b>①</b>、<b>②</b>、原因版）          ・工事写真（写真機部（<b>③</b>）・工事中（<b>④</b>））、電子データ部          写真は監督員から指示があった場合に提出          ・使用材料一覧表（部、うち電子データ部）          ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。          竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SF0形式及びオリジナル形式を①-④に保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。          しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に よる、<b>⑤</b>のものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p>	区 分	サイ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サイ ズ								
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ								
12. 火災保険	<p>◎対象物          工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事          次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。          (1) 杭及び基礎工事          (2) コンクリート躯体工事          (3) 屋外付帯工事          (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>◎付保する時期及び金額          鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時、請負金額相当額を付保する。          また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期          工事完成期日に14日を加えた期日とする。          なお、工期延長した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他          (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。          (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>								
14. 瑕疵補修	<p>◎徳島県公共工事標準請負契約第41条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は1年（<b>⑥</b>）とする。          ただし、その取が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>								
15. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（黒土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>								

項 目	特 記 事 項
1. 敷地の状況確認	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>
2. ベンチマーク	<p>◎設計GLの設定は、BM（現況地盤面）を±0とし、NGLは±0±（0）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。東面擁壁部の指定の場所にBM又はNGLを記載し保存する事。</p>
3. 足場等	<p>◎仮設仮材及び経年仮設仮材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。          ①労働安全衛生法に基づく構造規格          ②(社)仮設工業会の認定基準          また、厚生労働省の「経年仮設仮材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。          届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。          届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に着構課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場（種類：枠組木足場、仕様：2 枚布、D= 90 cm、シート仕様：ネット状防炎Ⅱ型）          ・壁つなぎ間隔（水平方向：9 m以下、鉛直方向：8 m以下）          ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) <b>手すり設置方式</b>により行うこと。          ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類：脚立、仕様：枚布、D= cm）          ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い（仕様：φ1200、H= 1.8 m、L= m）(図示)</p> <p>◎ゲート <b>⑦</b>、無、仕様：キャストゲート W=5.0m×H=1.8m)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、突出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p>

項 目	特 記 事 項
4. 監督員事務所	<p>◎監督員事務所は（<b>⑧</b> 設ける（面積 8.0 ㎡程度）・設けない）</p> <p>◎監督員事務所の備品は次のものを設置すること。          (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計          (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带          (3) 請負加入電話の予備          (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機          (5) コピー、ファクシミリ機</p>
5. 工事用水、電力等	<p>◎既存電力利用（・ 出来る <b>⑨</b> 出来ない）、電力料金（有償・無償）          ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用（・ 出来る <b>⑩</b> 出来ない）、水料金（有償・無償）          ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎電力引込負担金</p> <p>◎上下水引込負担金 円</p> <p>◎ガス引込負担金 円</p>
7. 仮設道路整備費等	<p>◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。          なお、開道路の必要がなくなった時点で、早期に（図示のとおり状態に・現状に復旧）すること。</p> <p>◎道路占有料 円</p>
8. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	<p>◎同用地は、（・ 図示の場所に <b>⑪</b> 用意していないので業者にて）設けること。</p> <p>◎借地借家料 円</p>
9. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。          ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「仮設トイレ」を 標準とする。          ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。          ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。              ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>
10. 仮設トイレ（一般用）の設置	<p>◎施工中の公衆トイレの代替施設として仮設トイレ（一般用）を計上している。          簡易水洗トイレ機器 8基を見込んでいるが、現地状況を確認の上、必要となる仮設トイレの基数を算出し、設置基数の変更を行うこと。</p> <p>◎仮設トイレ（一般用）の設置については、本工事施工期間中の保守点検費用及び読み取り費用を含んでいる。また、仮設トイレ設置基数に応じ、必要となる手洗い場についても設置する。          ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレ（一般用）の使用状況及び保守点検等にかかる費用について、月1回、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレ（一般用）を設置した際には、利用者が設置箇所を確認できるよう、案内板・誘導表示等を設置しなければならない。</p>

3章 土工事	
項 目	特 記 事 項
1. 根切り	<p>①周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。</p> <p>②敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>③根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>
2. 排水	<p>④工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p>
3. 埋め戻し及び盛土	<p>⑤使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。</p>
4. 地均し	<p>⑥建物の周囲、アスファルト舗装を行なうので水はけよく地均しを行う。</p> <p>⑦地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、アスファルト舗装に耐えうる程度に締め固める。</p>
5. 建設発生土の処理	<p>⑧埋め戻し適正処分とする。</p> <p>長期の残土処分等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに回収採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。</p> <p>ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>⑨土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>⑩埋め戻しの場合の処理は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工事現場等の指定(記入例)</li> <li>排 出 土: 砂質土</li> <li>工 事 名: HOO管線 OO工事建築</li> <li>場 所: OO市OO町OO番地</li> <li>運搬距離: OOkmを見込んでいる。</li> <li>運搬経路: OO市市道OO号線—OO町泉道OO号線</li> </ul> <p>なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の指定(記入例)</li> <li>排 出 土: 砂質土</li> <li>余 社 名: OO会社</li> <li>所 在 地: OO市OO町OO番地</li> <li>処分単価: 1m<sup>3</sup>当たりOO円(税抜き)</li> <li>運搬距離: OOkmを見込んでいる。</li> <li>運搬経路: OO市市道OO号線—OO町泉道OO号線</li> </ul>
6. 建設発生汚泥の処理	<p>⑪現場内再生利用とする。</p> <p>⑫発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。</p> <p>⑬舗装仮切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>
7. 山留め	<p>⑭山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。</p> <p>⑮法面施工の場合(素掘り・多段式)</p>

4章 地業工事																	
項 目	特 記 事 項																
1. 一般事項	<p>①試験坑の位置及び本数は図示による。仕様は本表と同じとする。</p> <p>②排水、掘土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p>																
7. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>③材料は、市場品とする。</p> <p>④砂利及び砂地業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利は、(切込砂利・<b>切込石</b>・再生クラッシュラン)とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td>基礎、土間下部</td> <td>150</td> <td>D40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</li> <li>・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。</li> </ul> <p>⑤締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検査し監督員の承諾を得ること。</p> <p>⑥捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度f<sub>c</sub>(N/mm<sup>2</sup>)とし、厚さは50mmとする。</p> <p>⑦床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。</p> <p>⑧防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石	基礎、土間下部	150	D40	再生クラッシュラン			
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲														
切込砂利																	
切込砕石	基礎、土間下部	150	D40														
再生クラッシュラン																	
8. 地盤改良	<p>⑨六価クロム溶出試験(行・行わぬ)。</p> <p>行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。</p> <p>六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固着材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設省259号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合は、監督員と協議するものとする。</p>																

5章 鉄筋工事																	
項 目	特 記 事 項																
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>S D295A</td> <td>D10、D13、D16</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状、寸法、径:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D295A	D10、D13、D16	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状、寸法、径:	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	S D295A	D10、D13、D16														
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—														
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状、寸法、径:															
2. 材料試験	<p>①材料試験は行わない。</p> <p>ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																
3. 加工及び組立て	<p>②鉄筋の継手は(○ 重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。</p> <p>③鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>④結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>⑤耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは(40d)mmとする。</p> <p>⑥スラブのスプーサーは樹脂製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスプーサーは使用しないこと。ただし、地盤を有しない開土間を除く。</p> <p>⑦鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>⑧鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>																
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>⑨柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表3.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>⑩目地がある場合のかぶり厚は、目地からの寸法とする。</p> <p>⑪杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。</p> <p>⑫各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節—基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節—梁貫通孔その他配筋〕による。</p>																
5. 帯筋	<p>⑬形の種別は構造図による。</p>																
6. 梁貫通孔補強	<p>⑭補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。</p> <p>⑮梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p>																

6章 コンクリート工事																																									
項 目	特 記 事 項																																								
1. 一般事項	<p>⑯設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F<sub>c</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調整管理強度 F<sub>tr</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+(S)</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>躯体</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18+(S)</td> <td>18</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>土間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑰構造体コンクリートの調整管理強度は、設計基準強度(F<sub>c</sub>)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正値(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>⑱コンクリートの強度試験</p> <p>コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4強度確認</li> <li>原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事管理者又は監督員立会いの上、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</li> </ul>	コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調整管理強度 F <sub>tr</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+(S)	18	有		2.3	躯体	普通	18	18+(S)	18	無		2.3	土間																
コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調整管理強度 F <sub>tr</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																		
普通	21	21+(S)	18	有		2.3	躯体																																		
普通	18	18+(S)	18	無		2.3	土間																																		
2. コンクリートの仕上がり	<p>⑲コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。</p> <p>⑳合板せき板を用いる打放し上げの種類は(○・B・C)種とする。</p> <p>㉑コンクリートの仕上がり平たんさは標仕表6.2.5による。</p>																																								
3. 普通コンクリート	<p>㉒セメントの種類は、(○ 普通ポルトランドセメント・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>㉓骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>㉔細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(・できる ○ できない)。</p> <p>㉕細骨材に含まれる塩化物質は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>㉖コンクリート中の塩化物質は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>㉗試験練りは(・行行 ○ 行わぬ)。</p> <p>㉘所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>㉙受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コンクリート中のアルカリ骨材反応の抑制</li> <li>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用</li> <li>(3) 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタル法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。</li> </ol> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタル法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタル法)」による。</p> <p>㉚混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>㉛コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3(目地寸法)(a)(1)による。</p>																																								
4. レディミクストコンクリート工場の指定	<p>㉜工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。</p>																																								

6章 コンクリート工事		特記事項																																				
5. 型枠	<p>◎型枠は、(○)県産木製型枠 ○合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロックとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種類</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>あり</td> <td>杉</td> <td>15</td> <td>外壁型枠 基礎型枠( )</td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (1)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td>ラワン</td> <td>12</td> <td>上記以外壁型、基礎型枠</td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>ラワン</td> <td>12</td> <td>基礎及びスラブ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎杉板木製型枠は上記の県産木製型枠とする。            ◎スリープの材質( )            ◎打ち直し仕上げ(外壁のみ)の打ち直し厚さは 20 mmとする。            ◎誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。</p>	型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	あり	杉	15	外壁型枠 基礎型枠( )	6.8.3 (b) (1)	A 種	あり	ラワン	12	上記以外壁型、基礎型枠	6.8.3 (b) (2)	B 種	なし				6.8.3 (b) (2)	C 種	なし				6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし	ラワン	12	基礎及びスラブ	
型枠の種類	仕上げ種類	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																	
県産木製型枠	—	あり	杉	15	外壁型枠 基礎型枠( )																																	
6.8.3 (b) (1)	A 種	あり	ラワン	12	上記以外壁型、基礎型枠																																	
6.8.3 (b) (2)	B 種	なし																																				
6.8.3 (b) (2)	C 種	なし																																				
6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし	ラワン	12	基礎及びスラブ																																	
5. 寒中コンクリート	<p>◎適用(○する、しない)。            ◎適用期間：12月から3月            ◎強度管理の材料は、( 28 )日とする。            ◎初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm<sup>2</sup>に達するまでとする。</p>																																					
6. 無筋コンクリート	<p>◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。            ・控コンクリート            ・補強筋を必要としないコンクリート</p> <p>◎設計基準強度 ( 18 ) N/mm<sup>2</sup>、スラブ ( 15 ) cm</p> <p>◎適用箇所：基礎下コン</p>																																					

9章 防水工事		特記事項																									
1. 一般事項	<p>◎防水下地の乾燥については、高層波水分計による地下水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。</p>																										
5. 塗膜防水	<p>◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>庇上部</td> <td>平部及び立上り部</td> </tr> <tr> <td>Y-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎仕上げ塗料( シルバー ) 使用量 ( 0.2 kg )</p>	種別	施工箇所	備考	X-1			X-2	庇上部	平部及び立上り部	Y-1			Y-2													
種別	施工箇所	備考																									
X-1																											
X-2	庇上部	平部及び立上り部																									
Y-1																											
Y-2																											
7. シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">シーリング材の種類</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">接着性試験 (引張・簡易)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>主成分及び硬化機構による区分</th> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>シリコン系</td> <td>ガラス部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン系</td> <td>その他</td> <td>10-20</td> <td>10</td> <td>簡易試験</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等(行う、行わない)。            ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。</p>	シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張・簡易)	備考	記号	主成分及び硬化機構による区分	幅	深さ	SR-1	シリコン系	ガラス部					MS-2	変成シリコン系	その他	10-20	10	簡易試験		
シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張・簡易)	備考																					
記号	主成分及び硬化機構による区分		幅	深さ																							
SR-1	シリコン系	ガラス部																									
MS-2	変成シリコン系	その他	10-20	10	簡易試験																						
9. 防水保証	<p>◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による。            ( 3 ・ 5 ・ 7 ・ ⑩ )年間の防水工率性能保証書提出すること。</p>																										

11章 タイル工事		特記事項																								
1. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	<p>◎伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、図示の箇所及び構法により、割付図を作成し監督員の承認誘発目地</p> <p>◎下地のひび割れ誘発目地の位置及び他部材との取合い部には、伸縮調整目地を設ける。            ◎屋内のタイル張りにおいては、入隅部、建具回り及び設備器具との取合い部に伸縮調整目地を設ける。</p>																									
2. セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状/寸法 (mm)</th> <th colspan="2">吸水率による区分</th> <th rowspan="2">らわぐすり</th> <th rowspan="2">役物</th> <th rowspan="2">色</th> <th rowspan="2">再生材の有無</th> <th rowspan="2">耐水性</th> <th rowspan="2">耐汚性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I 類</th> <th>II 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>395角</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>拭きウエット清掃</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。            ◎タイルの製造所： 評価名簿による。            ◎見本焼き(行う、行わない)。            ◎試験振りを(行う、行わない)。            ◎調整用セメントモルタルの製造所： 評価名簿による。            ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p>	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分		らわぐすり	役物	色	再生材の有無	耐水性	耐汚性	備考	I 類	II 類	床	395角	○	○	○	○	○	○	○	○	拭きウエット清掃	
施工箇所	形状/寸法 (mm)			吸水率による区分									らわぐすり	役物	色	再生材の有無	耐水性	耐汚性	備考							
		I 類	II 類																							
床	395角	○	○	○	○	○	○	○	○	拭きウエット清掃																

12章 木工事		特記事項																																
1. 一般事項	<p>◎工事現場入掛の含水率は(A・㊸)種とする。</p>																																	
2. 製材	<p>◎木材の品質</p> <p>・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレスソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとす。)。これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されるもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。            ・樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>ベンチ座板</td> <td>杉</td> <td>90×90</td> <td>1等</td> <td>短形</td> <td>A ㊸ C</td> <td>B種 防虫処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ベンチ背もたれ</td> <td>杉</td> <td>150×30</td> <td>1等</td> <td>短形</td> <td>A ㊸ C</td> <td>B種 防虫処理</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	下地材								造作材	ベンチ座板	杉	90×90	1等	短形	A ㊸ C	B種 防虫処理		ベンチ背もたれ	杉	150×30	1等	短形	A ㊸ C	B種 防虫処理	
施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																											
下地材																																		
造作材	ベンチ座板	杉	90×90	1等	短形	A ㊸ C	B種 防虫処理																											
	ベンチ背もたれ	杉	150×30	1等	短形	A ㊸ C	B種 防虫処理																											
6. 諸金物	<p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。            ◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。            ◎かすがい、産金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は構法によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を採用する。</p>																																	
7. 防虫・防蟻処理	<p>◎防虫処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤(社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。</p> <p>◎木材の防虫・防蟻処理は工場において(加圧処理法・拡散処理法・浸漬処理法)により行い、十分乾燥した後に現場へ搬入すること。            ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。            また、工場で処理した木材を使用する場合は、次にによること。            ①各種製材の「日本農林規格」の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。            ②JIS A 9108(土台用加圧式防虫処理用木材)によるものを使用する。            ③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧式入用木材防虫剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。            ④防虫・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合は、特記による。            ⑤認証木材建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。</p>																																	
9. 接着剤	<p>◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建用でん粉系接着剤、ユリア樹脂系(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防虫剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発熱量は、F☆☆☆☆とする。            ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発熱量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																																	

13章 屋根及びとい工事		特記事項	
1. 一般事項	<p>◎屋根骨組み、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等            基準風速 Vw=( 36 )m/s            地表面粗度区分 ( I ・ II ・ ㊸ ・ IV )            積雪区分 建設省告示第145号 別表 ( )</p>		
5. とい	<p>◎材質( ) 径( )</p> <p>◎防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は構法13.5.3(a)による。ロックウール又はグラスウール保温箇のホルムアルデヒドの発熱量は、F☆☆☆☆とする。            ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発熱量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温箇を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>◎鋼管製といの防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、構法13.5.5により行う。            ◎硬質強化ビニール用といの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。            ◎ルーフトレインの種類( )            ◎ルーフトレインの製造所： 評価名簿による。            ◎ルーフトレイン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。            ◎さがり止めは図面により、図示のもの以外は構法13.5.3(a)又は13.5.3(a)(2)による。</p>		

14章 金属工事		特記事項										
1. 一般事項	<p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う、行わない)。            設計引抜き強度は、( )kNとする。</p>											
2. 表面処理	<p>◎ステンレス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>表面仕上げの種類</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	表面仕上げの種類	施工箇所								
種類	表面仕上げの種類	施工箇所										
4. 軽量鉄骨天井下地	<p>◎野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、構法 表14.4.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等            基準風速 Vw=( 36 )m/s            地表面粗度区分 ( I ・ II ・ ㊸ ・ IV )            積雪区分 建設省告示第145号 別表 ( )</p>											
5. 軽量鉄骨天井下地	<p>◎スタッド、ランナーの種類は、標準仕様書14.5.3(表14.5.1)による。</p>											
10. 天井点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ</td> <td>600×600</td> <td>一般型</td> <td>屋内外用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	材種	寸法	形式	外枠	内枠	アルミ	600×600	一般型	屋内外用		
材種	寸法	形式	外枠	内枠								
アルミ	600×600	一般型	屋内外用									
11. 床点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステンレス304</td> <td>600角</td> <td>密閉型</td> <td>屋内外用 400角タイプ/目地合せ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製作所： 評価名簿による。</p>	材種	寸法	形式	備考	ステンレス304	600角	密閉型	屋内外用 400角タイプ/目地合せ			
材種	寸法	形式	備考									
ステンレス304	600角	密閉型	屋内外用 400角タイプ/目地合せ									

15章 左官工事		特記事項																				
1. 一般事項	<p>◎下地調整に用いる吸水調整剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗層間は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層のり方にかか。</p>																					
2. モルタル塗り	<p>◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根下地</td> <td>金ゴテ</td> <td></td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床下地</td> <td>木ゴテ</td> <td></td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水切り</td> <td>金ゴテ</td> <td></td> <td>有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所： 評価名簿による。            ◎目地の位置及び寸法は、図示による。 .</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。            ◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考	屋根下地	金ゴテ		無		床下地	木ゴテ		無		水切り	金ゴテ		有		
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考																		
屋根下地	金ゴテ		無																			
床下地	木ゴテ		無																			
水切り	金ゴテ		有																			
3. コンクリート直均し仕上げ	<p>◎施工箇所( 庇防水下地 ) 構法 15.2.3による。</p>																					
5. 仕上げ塗材仕上げ	<p>◎仕上げ塗材は、JIS A 6909(建築用仕上塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>上塗材</th> <th>仕上げの形状</th> <th>耐水性</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁用仕上材</td> <td>高透過型吸水防止22分打散工法</td> <td>フッ素</td> <td>生地仕上</td> <td>2.0年</td> <td>ローラー刷毛吹付</td> <td></td> <td>県産木製枠</td> <td>構法 打ちし又は塗装各層打散し</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎県産木製型枠(杉板本架) 枠部は薄い茶色の彩色を施すこと。</p>	種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐水性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整	外壁用仕上材	高透過型吸水防止22分打散工法	フッ素	生地仕上	2.0年	ローラー刷毛吹付		県産木製枠	構法 打ちし又は塗装各層打散し			
種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐水性	工法	防火認定	下地仕上	下地調整														
外壁用仕上材	高透過型吸水防止22分打散工法	フッ素	生地仕上	2.0年	ローラー刷毛吹付		県産木製枠	構法 打ちし又は塗装各層打散し														

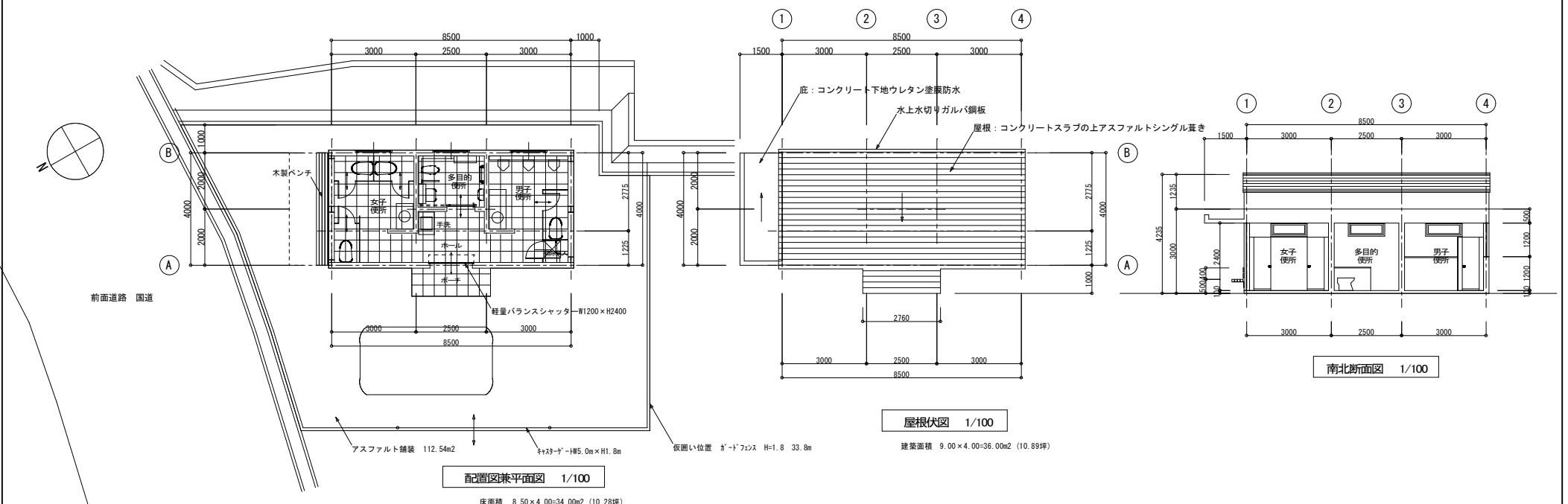
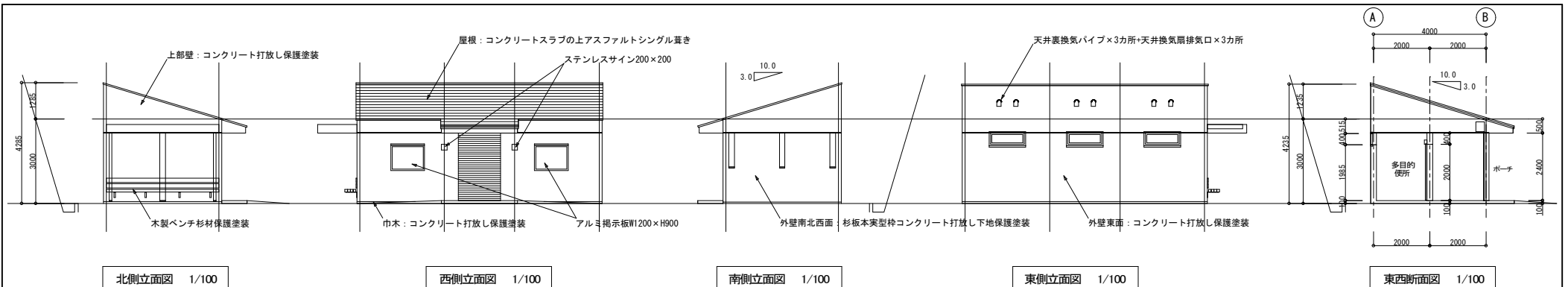
16章 建具工事		特記事項																					
1. 一般事項		◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び壁外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ◎防火戸の指定は建具表による。 ◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。 ◎防火建物部品の適用は、建具表による。																					
2. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>S-4</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>外部建具</td> <td>B-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	A種	S-4	A-3	W-4	70	外部建具	B-1								◎結露水の処理方法は図示による。 ◎防虫網の材質(・ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製) ◎防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材○線径1.5mm、ピッチ15mmとする。 ◎製作所：評価名簿による。 ◎建具には製作業者名を表示すること。
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																	
A種	S-4	A-3	W-4	70	外部建具	B-1																	
8. 建具用金物		◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.1による。 ◎既製品はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。 ◎マスターキーは、製作する(組)。																					
12. 軽量シャッター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>畜産出入口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td>・50・65・85</td> </tr> <tr> <td>開閉装置</td> <td>・上部電動式(手動併用) ○ 手動式</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スラット仕様</td> <td>高耐食カラー鋼板 厚さ0.8</td> </tr> <tr> <td>シャッターケース仕様</td> <td>天井内納まり マグサステンレス</td> </tr> <tr> <td>ガイドレール仕様</td> <td>アルミ型材</td> </tr> <tr> <td>中柱の補強</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産板</td> <td>アルミ強化産板</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	畜産出入口	強度	・50・65・85	開閉装置	・上部電動式(手動併用) ○ 手動式	安全装置		スラット仕様	高耐食カラー鋼板 厚さ0.8	シャッターケース仕様	天井内納まり マグサステンレス	ガイドレール仕様	アルミ型材	中柱の補強		産板	アルミ強化産板	◎製作所：評価名簿による。 ◎防火仕様：強化産板、ディンプル錠×2とする。			
設置場所	畜産出入口																						
強度	・50・65・85																						
開閉装置	・上部電動式(手動併用) ○ 手動式																						
安全装置																							
スラット仕様	高耐食カラー鋼板 厚さ0.8																						
シャッターケース仕様	天井内納まり マグサステンレス																						
ガイドレール仕様	アルミ型材																						
中柱の補強																							
産板	アルミ強化産板																						
14. ガラス	◎板ガラス	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網入り強化ガラス</td> <td>J 1 S R 3204</td> <td>6.8</td> <td>MH-1 AD-2</td> </tr> </tbody> </table>	種類	品名	厚さ	備考	網入り強化ガラス	J 1 S R 3204	6.8	MH-1 AD-2													
種類	品名	厚さ	備考																				
網入り強化ガラス	J 1 S R 3204	6.8	MH-1 AD-2																				

18章 塗装工事		特記事項										
1. 一般事項		◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発数量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発数量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。										
6. 珪藻土含有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工程種別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>さび止め塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石膏ボード面</td> <td>A種</td> <td>B種・紙クロス</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	工程種別	素地ごしらえ	さび止め塗料	備考	石膏ボード面	A種	B種・紙クロス			◎ボード面下地は標仕表18.2.7のB種とし塗装用紙下地を貼りその上に塗装を行う。
区分	工程種別	素地ごしらえ	さび止め塗料	備考								
石膏ボード面	A種	B種・紙クロス										
13. ウレタン樹脂クリアー塗り		◎コンクリート生地仕上げ、2液形半透明(カラークリアー仕上げ) 使用場所 内部壁面 仕上げ 生地肌 塗装方法 エアスプレー塗り ◎素地調整 こみ、未硬化セメント粉末、砂じん、油剤分など不潔物をワイヤーブラシ、皮すき、サンドペーパー、ウエスなどで除去し乾燥した清浄な面とする。 下塗り 使用量クリアー 1回塗り 0.12~0.14kg/m <sup>2</sup> 上塗り 使用量クリアー+カラー 2回塗り 0.12~0.14kg/m <sup>2</sup>										

19章 内装工事		特記事項																								
6. せつこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>SUS小ねじ</td> <td>LGS</td> <td>ペベルエッジ</td> </tr> <tr> <td>耐水せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>軒天井</td> <td>突付け</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>SUS小ねじ</td> <td>LGS</td> <td>ペベルエッジ</td> </tr> </tbody> </table>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せつこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付け	12.5	不燃	SUS小ねじ	LGS	ペベルエッジ	耐水せつこうボード JIS A 6901の規格品	軒天井	突付け	12.5	不燃	SUS小ねじ	LGS	ペベルエッジ	
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																			
せつこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付け	12.5	不燃	SUS小ねじ	LGS	ペベルエッジ																			
耐水せつこうボード JIS A 6901の規格品	軒天井	突付け	12.5	不燃	SUS小ねじ	LGS	ペベルエッジ																			
7. 壁紙張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の等級</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井、軒天井</td> <td>紙</td> <td></td> <td>B種</td> <td>不燃</td> <td>塗装下地</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	種類	防火性能の等級	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考	天井、軒天井	紙		B種	不燃	塗装下地	◎ホルムアルデヒドの放数量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放数量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。												
施工箇所	種類	防火性能の等級	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考																					
天井、軒天井	紙		B種	不燃	塗装下地																					
8. 断熱・防露	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>厚さ</th> <th>工法</th> <th>補修材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラスウール</td> <td>10K</td> <td>100</td> <td>敷き込み</td> <td>天井裏</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリイソシアネート</td> <td>押出法</td> <td>25</td> <td>打ち込み</td> <td>天井下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	種別	厚さ	工法	補修材	備考	グラスウール	10K	100	敷き込み	天井裏		ポリイソシアネート	押出法	25	打ち込み	天井下		◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放数量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放数量が、F☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。						
種類	種別	厚さ	工法	補修材	備考																					
グラスウール	10K	100	敷き込み	天井裏																						
ポリイソシアネート	押出法	25	打ち込み	天井下																						
9. 接着剤		◎製造所：評価名簿による。 ◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放数量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放数量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																								

20章 ユニット及びその他の工事		特記事項																		
4. トイレブース	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="2">脚部</th> <th colspan="2">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>形状</th> <th>材質</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メラミン樹脂板</td> <td>市木 サポート</td> <td></td> <td>メラミン樹脂板ソリッド厚16</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表面材の種類	脚部		ドアエッジ		形状	形状	材質		メラミン樹脂板	市木 サポート		メラミン樹脂板ソリッド厚16		◎製作所：評価名簿による。 ◎トイレブースのバネの材料のホルムアルデヒド放数量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放数量がF☆☆☆☆のトイレブースのバネを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。				
表面材の種類	脚部		ドアエッジ																	
	形状	形状	材質																	
メラミン樹脂板	市木 サポート		メラミン樹脂板ソリッド厚16																	
8. 鏡		◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。																		
9. 表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>厚さ</th> <th>取付高さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピクトグラフ</td> <td>アルミSUS巻き</td> <td>200×200</td> <td>8mm</td> <td>図示</td> <td>UF点字付</td> </tr> <tr> <td>ピクトグラフ</td> <td>木製クリア塗装</td> <td>200×200</td> <td>21mm</td> <td>図示</td> <td>UF点字付</td> </tr> </tbody> </table>	区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考	ピクトグラフ	アルミSUS巻き	200×200	8mm	図示	UF点字付	ピクトグラフ	木製クリア塗装	200×200	21mm	図示	UF点字付	◎案内用図記号はJIS Z 8210による。 ◎詳細は図示による。
区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考															
ピクトグラフ	アルミSUS巻き	200×200	8mm	図示	UF点字付															
ピクトグラフ	木製クリア塗装	200×200	21mm	図示	UF点字付															
20. 既製家具		◎合板、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放数量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放数量が、F☆☆☆☆の合板、MDF及びパーティクルボードを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎外部掲示板はアルミ製W1200×H1000×D100程度とし下開きのシンダー錠付の強化ガラス窓を有し、掲示部はホワイトボードのマグネットタイプとしLED照明付きとする。																		

22章 舗装工事		特記事項															
1. 路床		◎盛土材料(B種) ◎凍上抑制層材( )、凍上抑制層厚さ( ) ◎透水性舗装フィルター材料( )、透水性舗装フィルター厚さ( ) ◎路床安定処理材は( )とし、厚さ( ) ◎六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。 ◎ジオテキスタイルを(使用する・使用しない)。 ◎路床土の支持力比(CBR)試験は(行う(乱した土、乱さない土)・行わない)。 ◎路床締固め試験は(行う・行わない)。 ◎砂の粒度試験は(行う・行わない)。 ◎現場CBR試験を(行う・行わない)															
2. 路盤		◎路盤材料(再生材粒度調整砕石)、車道部の厚さは(150)mm ◎締固め試験は(行う・行わない)。 ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。															
3. アスファルト舗装	<table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>建物周囲</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	建物周囲	50	◎再生加熱アスファルト混合物を(使用する・しない)。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎シールコートは(行う・行わない)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う・行わない)。 ◎切取り試験を(行う・行わない)。 ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 ◎地域は(一般地域・寒冷地域)とする。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物	再生密粒		再生加熱アスファルト混合物		
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)															
アスファルト	建物周囲	50															
種別	種類	備考															
加熱アスファルト混合物	再生密粒																
再生加熱アスファルト混合物																	



**建物面積表**

建築面積	36.00m <sup>2</sup>
延床面積	34.00m <sup>2</sup> (10.28坪)

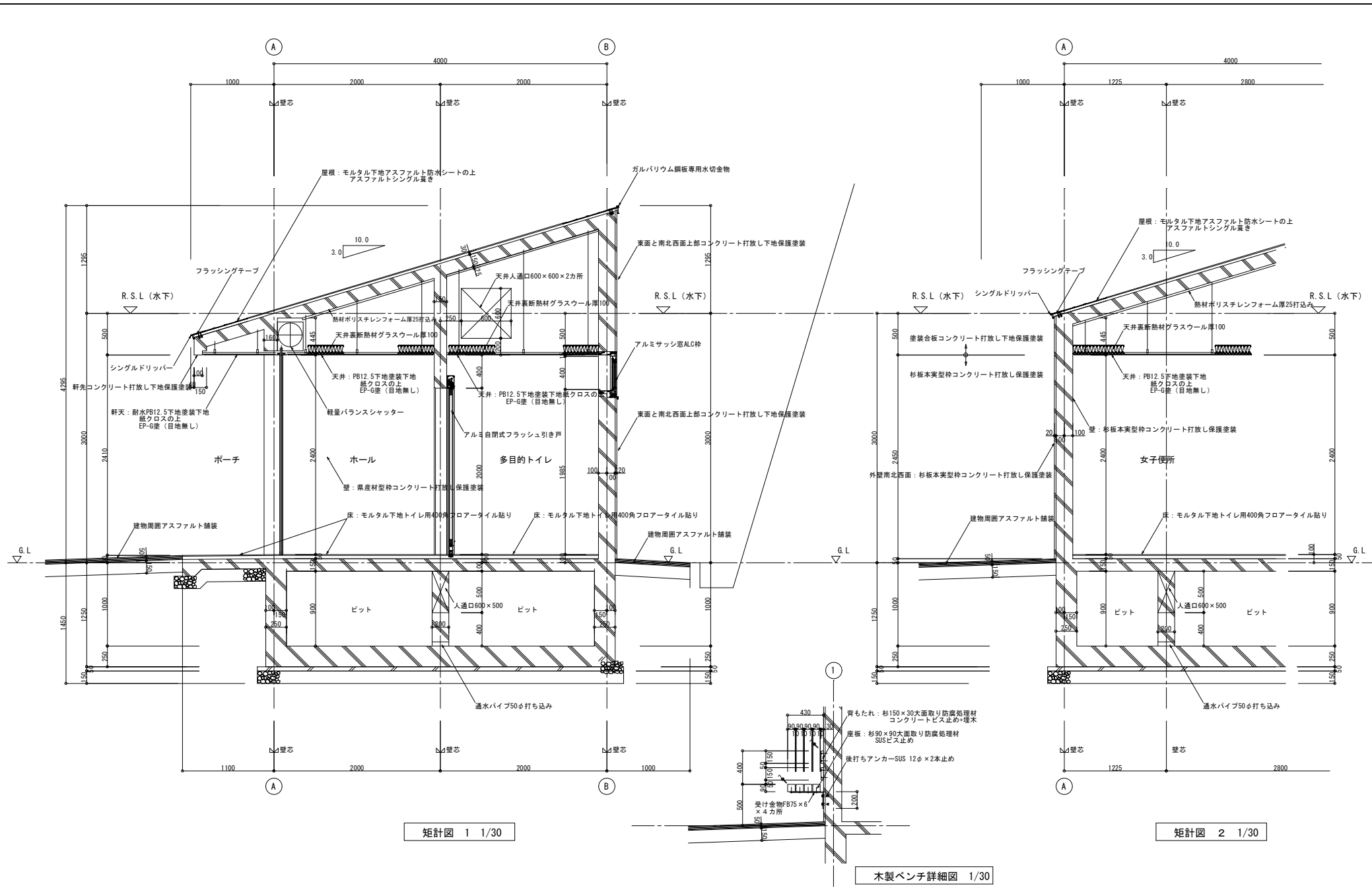
**外部仕上表**

屋根	コンクリートスラブの上モルタル下地防水シート+アスファルトシングル葺き
軒裏	耐水ボード下地塗装下地紙クロスの上EP-G塗 (目地無し)
外壁	東面と南北西面上部コンクリート打放し下地保護塗装 南北西面FLからH2400杉板本実型枠コンクリート打放し下地保護塗装
巾木	コンクリート打放し下地保護塗装
開口	出入り口: バランスシャッター 窓: アルミサッシ スリット部: ポリカボネート高耐候中空シート板取込み
外部床	モルタル下地400角フロアタイル貼り

**内部仕上表**

室名	床	壁	天井	その他
男子便所	モルタル下地400角タイル貼り	県産材型枠コンクリート打放し保護塗装	PB12.5下地塗装下地紙クロスの上EP-G塗 (目地無し)	メラミンソリッドトイレス 衛生器具 (設備工事)
女子便所	同上	同上	同上	メラミンソリッドトイレス 衛生器具 (設備工事)
多目的便所	同上	同上	同上	半自動アルミパネル引き戸 衛生器具 (設備工事)
ホール	同上	同上	同上	塩ビ鋼板バランスシャッター 衛生器具 (設備工事)



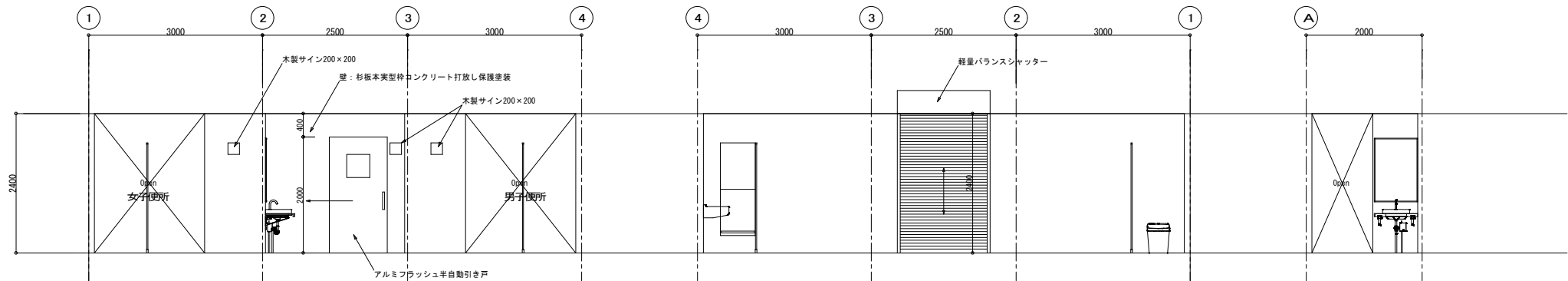


矩計図 1 1/30

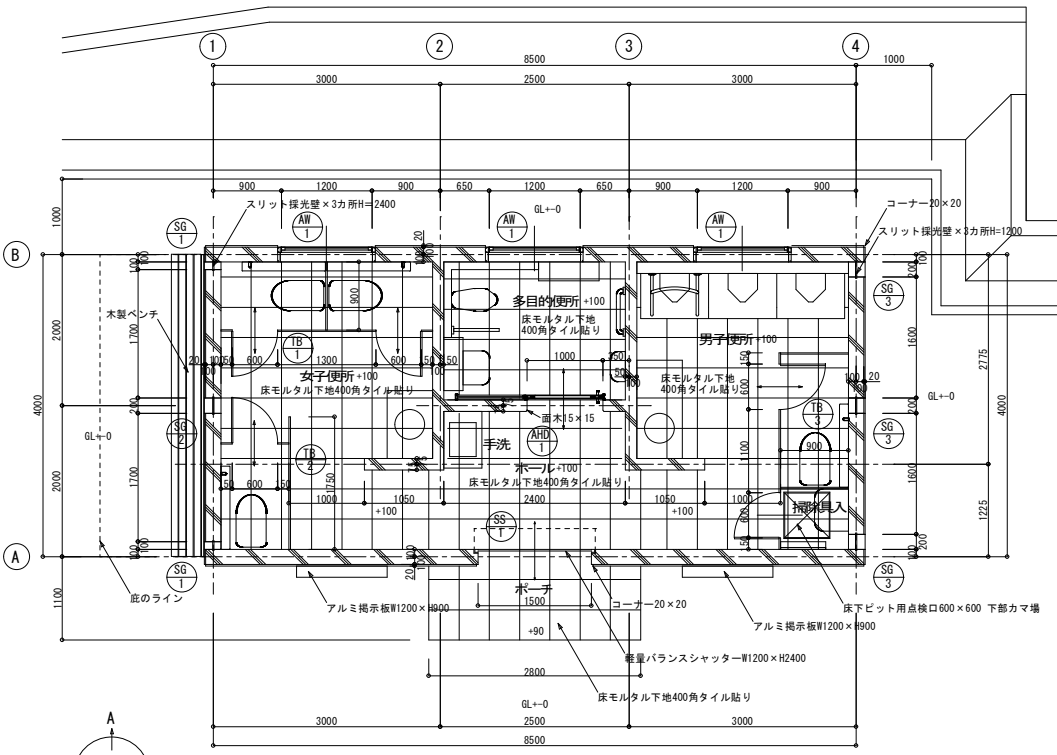
矩計図 2 1/30

木製ベンチ詳細図 1/30

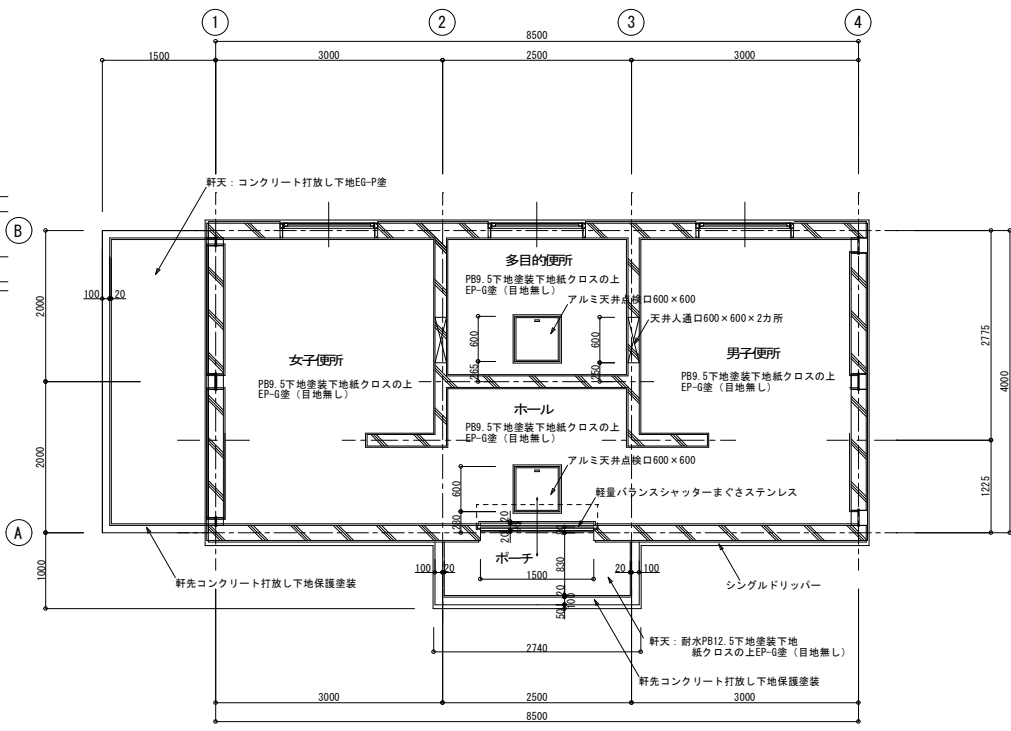
	●工事名 R2 環首 剣山国定公園 三・東相谷菅生 見ノ越第1 駐車場公衆トイレ改築工事建築 ●図面名 矩計図 木製ベンチ詳細図	●図面番号 B-02 ●縮尺 A2= 1/30 A3= 1/42	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市樽町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
--	--	--	--



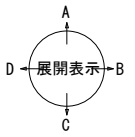
ホール 展開図 A C D 1/50



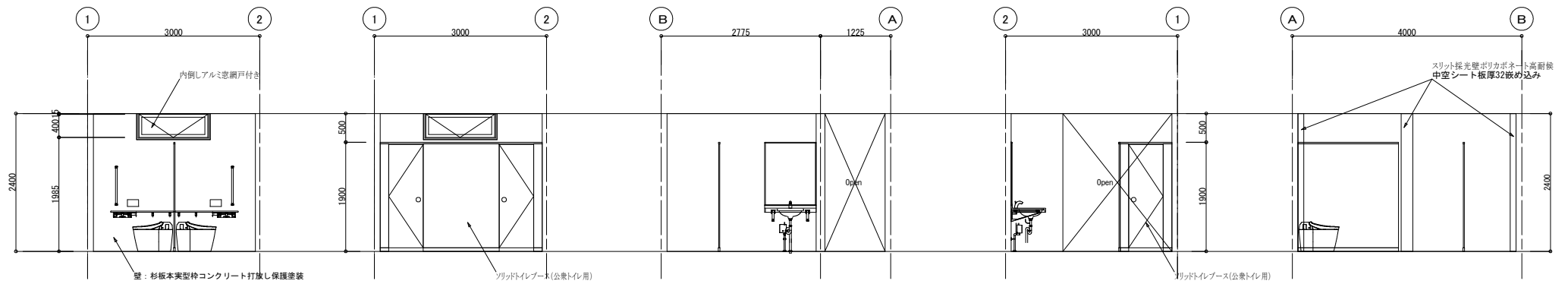
平詳細面図 1/50



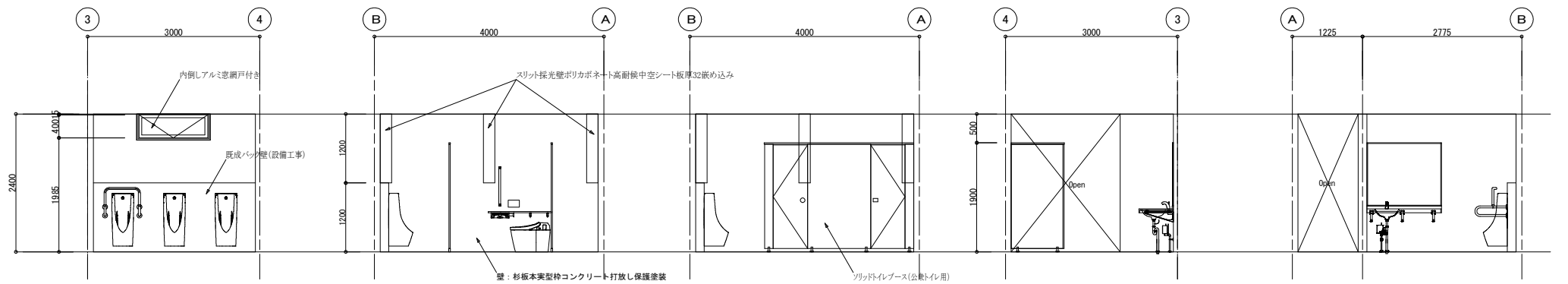
天井伏図 1/50



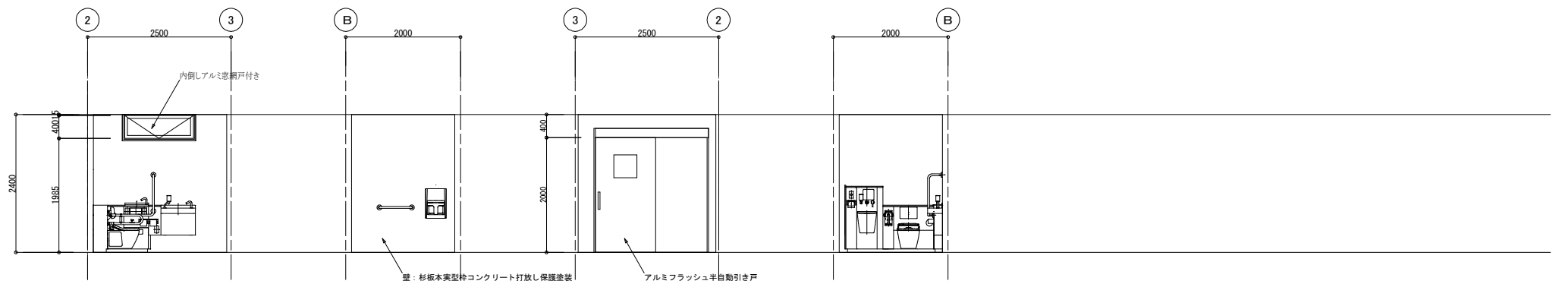
徳島県危機管理環境部環境首都課	●工事名	R2 環首 剣山国定公園 三・東相谷菅生 見ノ越第1 駐車場公衆トイレ改築工事建築	●図面番号	B-03	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市権町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
	●図面名	平面詳細図 天井伏図 ホール展開図	●縮尺	A2= 1/50 A3= 1/71	



女子便所 展開図 A B C D 1/50



男子便所 展開図 A B C D 1/50



多目的便所 展開図 A B C D 1/50

	●工事名 R2環首 剣山国定公園 三・東祖谷菅生 見/越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築 徳島県危機管理環境部環境整備課	●図面番号 B-04 ●縮尺 A2= 1/50 A3= 1/71	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
--	--	--	--

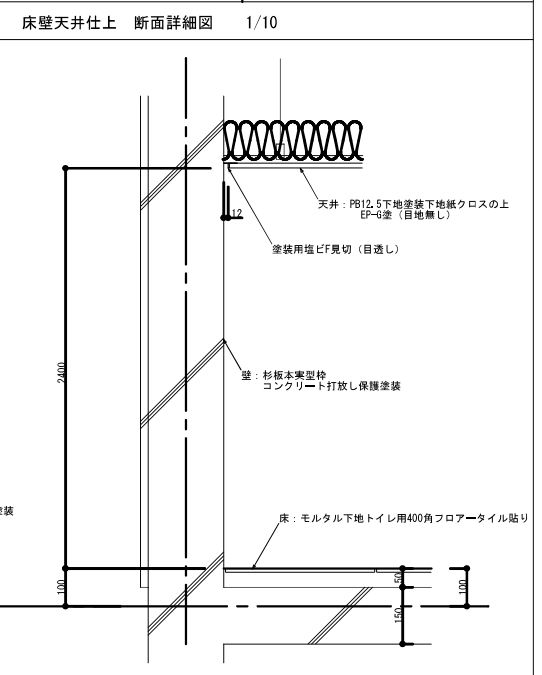
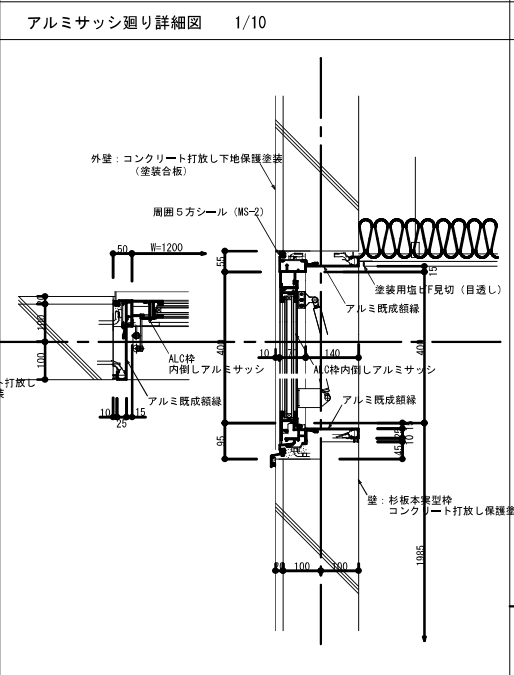
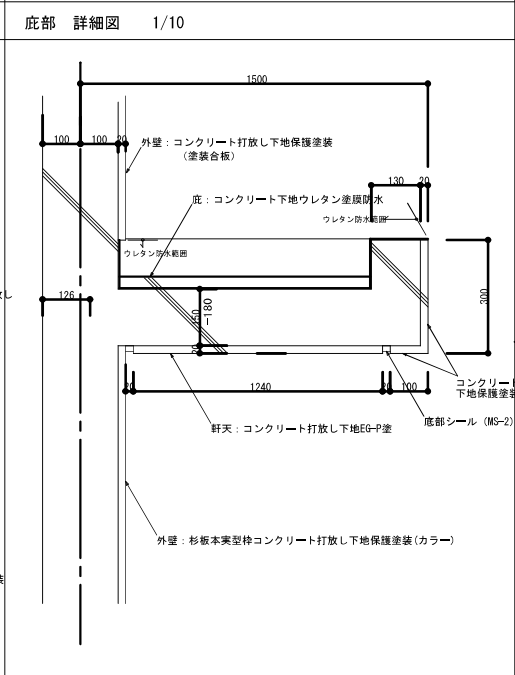
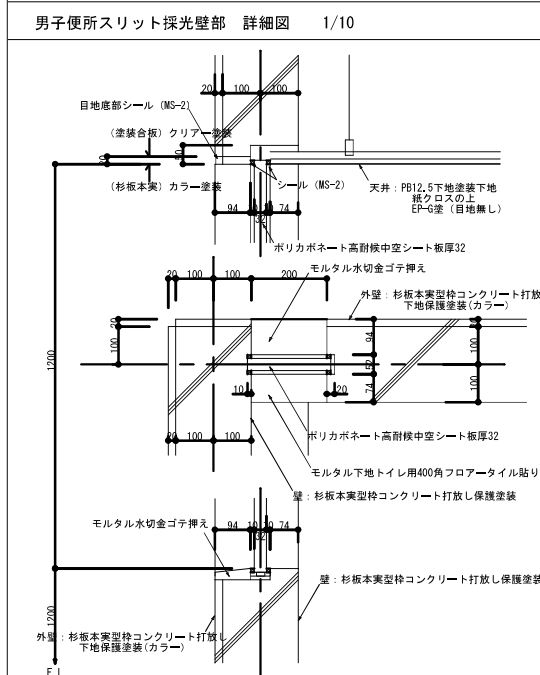
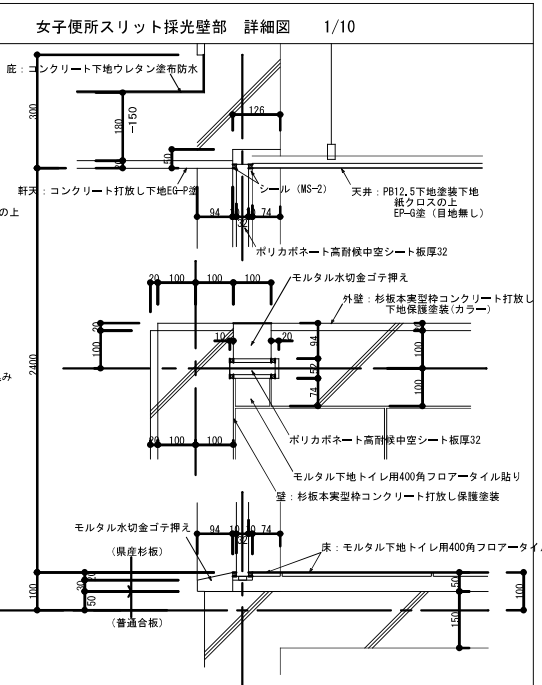
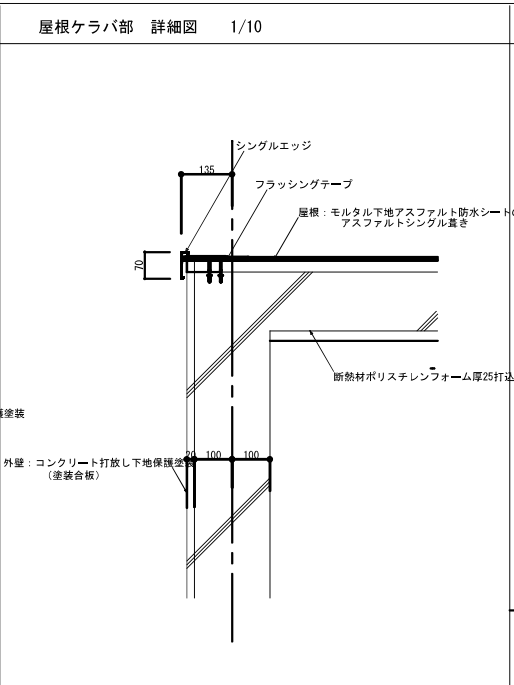
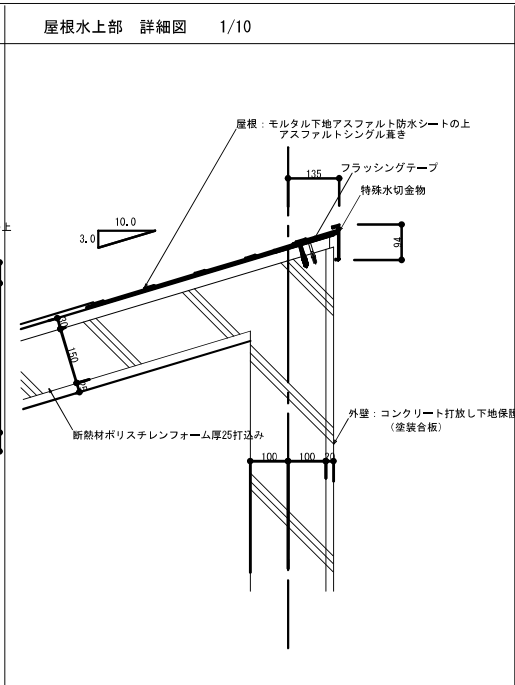
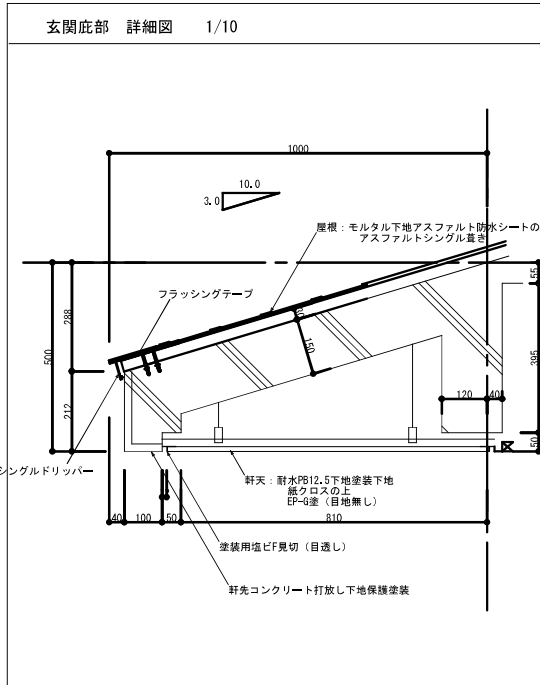
記号	個数	SG-1	2ヶ所	SG-2	1ヶ所	SG-3	3ヶ所	AHD-1	1ヶ所	AW-1	3ヶ所	SS-1	1ヶ所
姿図													
形式	見込	スリット採光壁 220		スリット採光壁 220		スリット採光壁 220		片引きアルミフラッシュ吊り戸 34		内側しアルミ窓 70		軽量耐候性手動スチールシャッター(天井内蔵)	
場所		女子便所		女子便所		男子便所		多目的便所入口		男子、女子、多目的便所		出入口	
材質	仕上	コンクリート枠+モルタル水切り		コンクリート枠+モルタル水切り		コンクリート枠+モルタル水切り		アルミシルバー		アルミシルバー		高耐久カラー鋼板 厚0.6	
硝子		ポリカポネート高耐候中空シート 厚32		ポリカポネート高耐候中空シート 厚32		ポリカポネート高耐候中空シート 厚32		6.8mm網入型ガラス(シール取付)		4mm型ガラス			
金物								自閉装置、SUSレール、押棒ステンレスL=600		水切、フック棒、アルミ顔縁、その他付属金物		アルミガイドレール、アルミ強化扉板、ステンレスまぐさ	
鍵								表示錠(MACC-8)		ラッチ		デザイン錠×2	
備考													

記号	個数	TB-1	1ヶ所	TB-2	1ヶ所	TB-3	1ヶ所
姿図							
形式	見込	ソリッド構造巾木タイプ外開き2連トイレブース(公衆トイレ用)		ソリッド構造外開き巾木タイプトイレブース(公衆トイレ用)		ソリッド構造外開き2連トイレブース(公衆トイレ用)	
場所		女子便所		女子便所		男子便所	
材質	仕上	メラミン樹脂板		メラミン樹脂板		メラミン樹脂板	
硝子							
金物		丁番型グレブディヒンジ(亜鉛ダイキャスト)、戸当たり(亜鉛ダイキャスト)、帽子掛×2 その他付属金物		丁番型グレブディヒンジ(亜鉛ダイキャスト)、戸当たり(亜鉛ダイキャスト)、帽子掛×2 その他付属金物		丁番型グレブディヒンジ(亜鉛ダイキャスト)、戸当たり(亜鉛ダイキャスト)、帽子掛、SUSアジャストサポートその他付属金物	
鍵		専用打掛表示錠(亜鉛ダイキャスト)×2		専用打掛表示錠(亜鉛ダイキャスト)		専用打掛表示錠(亜鉛ダイキャスト) SK錠(亜鉛ダイキャスト)	
備考		笠木、巾木、床レールはステンレス 壁、コーナーアルミレール		笠木、巾木、床レールはステンレス 壁、コーナーアルミレール		笠木ステンレス 壁、コーナーアルミレール	

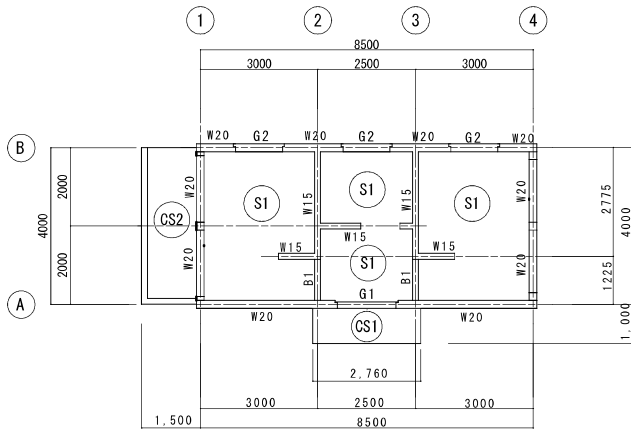
特記事項

1) 鋼製建具工事

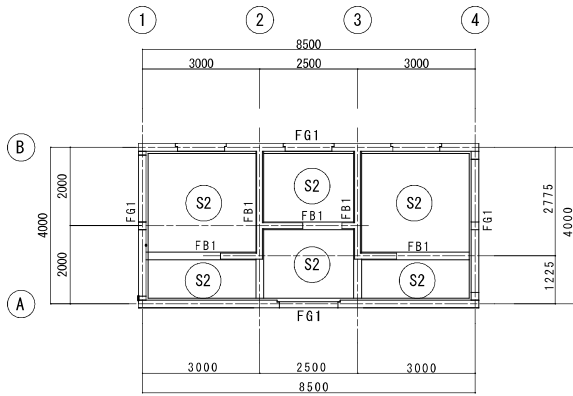
1. 建具製作前に現場を実測し施工図により確認後製作施工すること。
2. ガラス取付けはシール施工とする。
3. 表示錠及ヒンジ取り付け位置は施工図により確認後製作施工すること。



●工事名 F2環首 剣山国定公園 三・東祖谷管生 見ノ越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築	●図面番号 B-06	●縮尺 A2= 1/10 A3= 1/14	●図面番号 B-06	●縮尺 A2= 1/10 A3= 1/14	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市林町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
--	---------------	-----------------------------	---------------	-----------------------------	--



R階梁伏図 1/100



1階梁伏図 1/100

床板リスト

記号	床版厚さ	位置	短辺方向・主筋	長辺方向・配力筋
S1	150	上	D10・D13 - 200@	D10 - 200@
		下	D10・D13 - 200@	D10 - 200@
S2	150	上	D10・D13 - 200@	D10 - 200@
		下	D10・D13 - 200@	D10 - 200@
CS1	150	上	D13 - 200@	D10 - 200@
		下	D13 - 200@	D10 - 200@
CS2	150	上	D13 - 200@	D10 - 200@
		下	D13 - 200@	D10 - 200@

壁梁リスト S=1/30

※巾止め筋はD10-1000@とする。

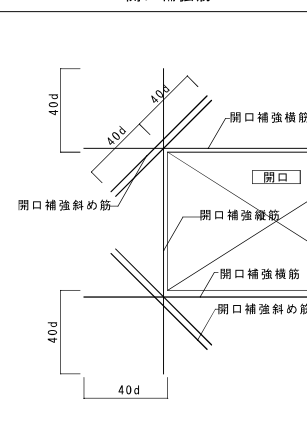
符号	G 1	G 2	B 1
B x D	160 x 450	200 x 1590	150 x 460~795
位置	全断面	全断面	全断面
断面			
上端筋	1 - D16	2 - D13	1 - D13
下端筋	1 - D16	2 - D13	1 - D13
腹筋	2 - D10	8 - D10	5 - D10
S T.	1-D10 - 200@	□D10 - 200@	1-D10 - 200@

壁配筋リスト S=1/20

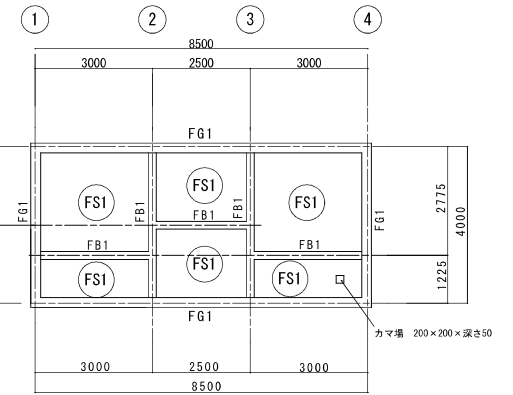
符号	W20	W15
厚さ	t=200	t=150
断面		
壁筋	縦筋 D10@200 タブ 横筋 D10@200 タブ	縦筋 D10@200 シングル 横筋 D10@200 シングル
補強筋	縦筋 2-D13 横筋 2-D13 斜め筋 2-D13	1-D13 1-D13 1-D13

巾止め筋は D10@1000とする。

開口補強筋



※L型交差部 縦筋 4-D13



基礎伏図 1/100

耐圧床板リスト

記号	床版厚さ	位置	短辺方向・主筋	長辺方向・配力筋
FS1	250	上	D13・D16 - 200@	D13・D16 - 200@
		下	D13・D16 - 200@	D13・D16 - 200@

コンクリート	Fc=21N/mm <sup>2</sup>
鉄筋	SD295A

地中梁リスト S=1/30

符号	FG 1	FB 1
B x D	250 x 1300	200 x 1300
位置	全断面	全断面
断面		
上端筋	2 - D16	2 - D16
下端筋	2 - D16	2 - D16
腹筋	10 - D10	10 - D10
S T.	□D10 - 200@	□D10 - 200@

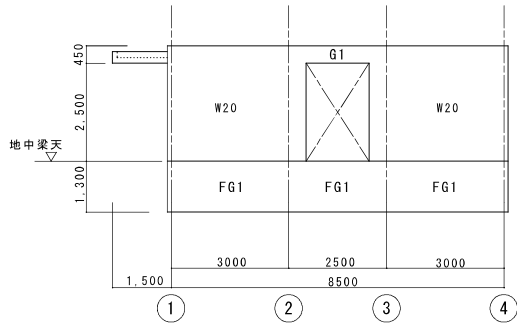
※巾止め筋はD10-1000@とする。

一級建築士 第167894号 坂口 明  
構造設計一級建築士 第345号 坂口 明

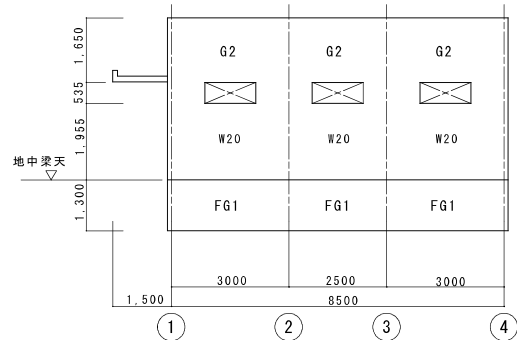
●工事名 R2宮精 剣山国定公園 三・東祖谷管生  
見ノ越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築

●図面番号 K - 01  
●縮尺 A2= 1/100 1/30  
A3= 1/141

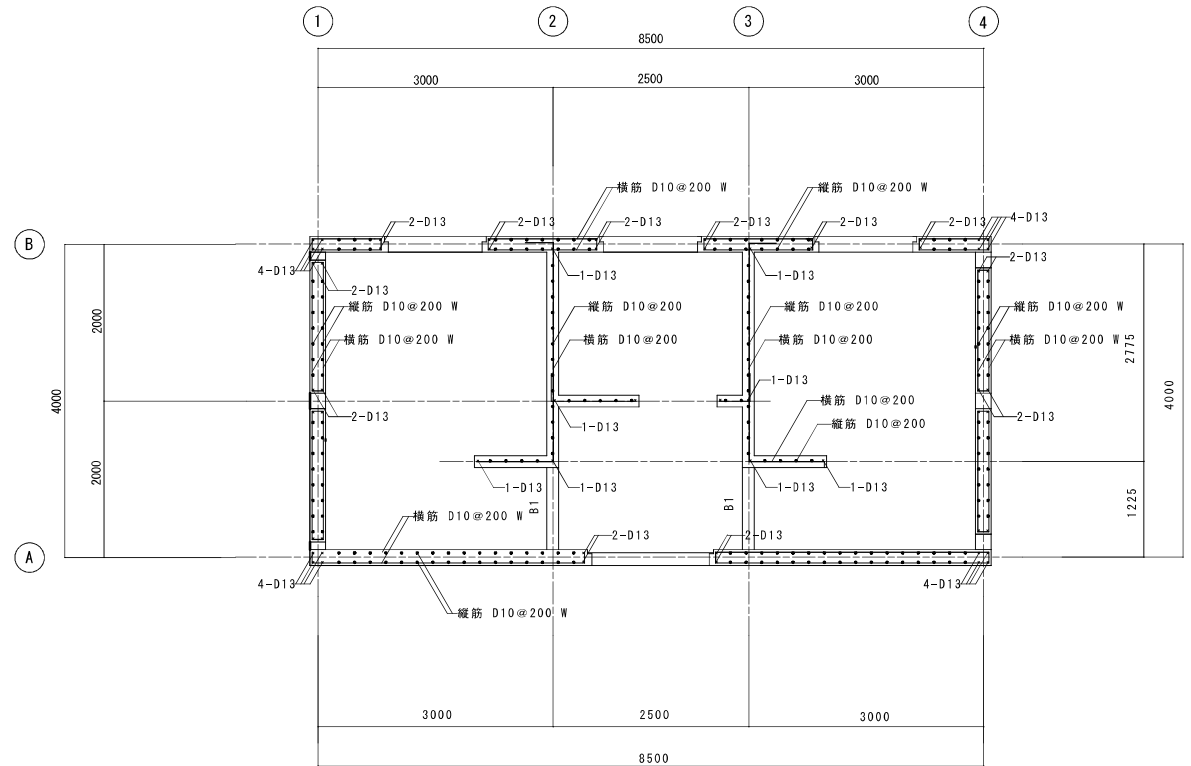
中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市檜町瀬井29-6  
1級建築士 203047号 中飯 賀業



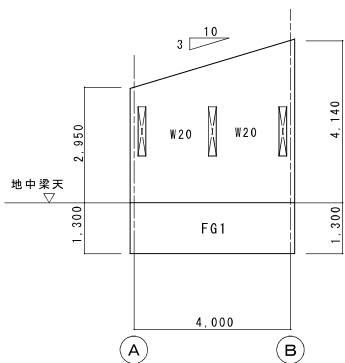
A 通り軸組図 1/100



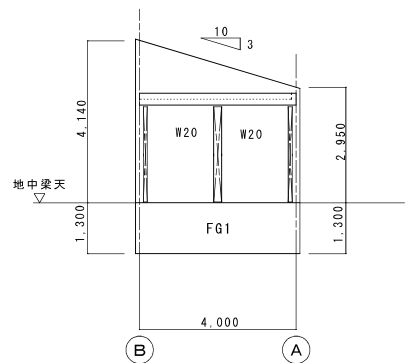
B 通り軸組図 1/100



横断面配筋図 1/50



4 通り軸組図 1/100



1 通り軸組図 1/100

一級建築士 第167894号 坂口 明  
構造設計一級建築士 第345号 坂口 明

	●工事名 R2宮精 剣山国定公園 三・東祖谷管生 見ノ越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築 徳島県危機管理課環境部環境音部課	●図面番号 K-02	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市椿町瀬井29-6
	●図面名 軸組図・横断面配筋図	●縮尺 A2= 1/100 1/50 A3= 1/141 1/70	1級建築士 203047号 中飯 賀業

I. 構造設計概要

1. 建築物の構造内容

- (1) 建築場所 三好氏東祖谷養生
(2) 工事種別 □新築 □増築 □増改築 □改築
(3) 構造設計一級建築士の関与 □必要 □必要としない
(4) 階数 地下 1 階 地上 階 塔屋 階
(5) 主要用途 公衆使用
(6) 増築計画 □有 ( ) □無
(7) 構造計算ルート X 方向ルート - (1) Y 方向ルート - (1)
(8) 鉄筋の継手及び定着

2. 使用建築材料表・使用構造材料一覧表

- (1) コンクリート (レギュラーコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIA A 5308)

Table with columns: 適用箇所, 種類, 設計基準強度, 品質基準強度, スラブ厚, 種類. Rows include 捨てコンクリート, 土間コンクリート, 基礎・基礎梁, 柱・梁・床・壁, 溶接金網.

□単位水量は185kg/m³以下、単位セメント量は270kg/m³以上とする。

(2) 鉄筋

Table with columns: 種類, 径, 使用箇所, 継手工法. Rows include 異形鉄筋 (JIS G 3112), 高強度せん断補強筋, 丸鋼 (JIS G 3112), 溶接金網 (JIS G 3551).

3. 地盤

(1) 地盤調査資料と調査計画

Table with columns: 規格番号, 資料有り, 調査計画, 資料有り, 調査計画, 資料有り, 調査計画. Rows include ボーリング調査, 水平地盤反力係数の測定, 試験載 (支持層の確定), 圧入式サウンディング.

注) 上記表中の資料が有るものに○を記入する。

4. 地業工事

- (1) 直接基礎 □ベタ基礎 □布基礎 □独立基礎 試験堀 □有 □無
(2) 地盤改良 □浅層混合処理工法 □深層混合処理工法布基礎 □
(3) 杭基礎 支持層-

Table with columns: 杭種, 材料, 施工法, 備考. Rows include RC, PHC, 鋼管, 鋼管杭, 鋼管杭, コンクリート杭, コンクリート杭.

杭仕様 □施工計画書承認 □杭施工結果報告書
試験杭 (□有・□無) (□打ち込み・□載荷・□孔壁測定) 本

Table with columns: 杭径(mm), 設計支持力(kN), 杭の先端の深さ(m), 本数, 特記事項.

5. 設備関係

- ・ 建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
・ 建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防腐のための有効な措置を講ずること。
・ 建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
・ 煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とする。
・ 設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
・ 設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
・ エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
・ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
・ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚の1/3以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。

6. その他

- ・ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
・ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監督者に報告すること。
・ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
・ 本構造配筋基準図は、設計者の責任において使用すること。

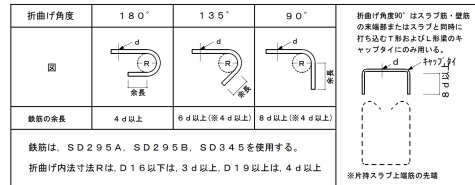
II. 配筋基準図

1. 一般事項

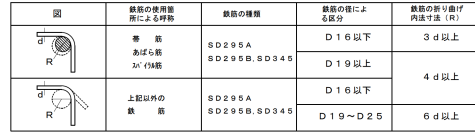
- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
(2) 記号
d...異形鉄筋の呼び名に用いた数値 D...部材の成 R...直径
@...間隔 r...半径 C...中心線 l...部材間の内法距離 h...部材間の内法高さ
ST...あばら筋 HOOP...帯筋 S.HOOP...補強帯筋 φ...直径

2. 鉄筋加工、かぶり

(1) 鉄筋末端部の折曲げの形状



(2) 鉄筋中間部の折曲げの形状 鉄筋の折曲げ角度90°以下



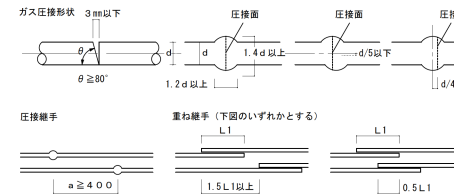
(3) 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

Table with columns: 鉄筋の種類, 普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲 (N/mm²), 定着の長さ (一般 (L2), 下ば筋 (L3), 小梁, スラブ), 特別の定義及び重ね継手の長さ (L1).

コンクリートは普通 F0=1.8 N/mm²以上2.7 N/mm²以下、軽量 F0=1.8 N/mm²以上2.5 N/mm²以下 縦骨材の最大寸法は20mとする。

継手

- 1. 束端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない
2. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
3. 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする
4. SD295Aはガス圧接してはならない、又 D29以上は圧接とする。



(4) 鉄筋のかぶり厚さ

Table with columns: 構造部分, 最小かぶり厚さ (mm), 設計かぶり厚さ (mm). Rows include 屋根スラブ・床スラブ・片持ちスラブ, 耐力壁・壁梁・小梁・片持ち梁, 土に接する耐力壁・床スラブ・布基礎の立上り部分, 基礎 (捨コンクリート部分を除く).

(注) \* 耐力性上有効な仕上げがない場合には、屋内・屋外にかかわらず10mm増しとする。
又、軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
\*\* 片持ちスラブ先端は、最小かぶり30mmとする。【8-(1)の@参照】

(5) 鉄筋のあき

- a. 異形鉄筋で呼び名に用いた数値1.5d以上 異形鉄筋
b. 縦骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ2.5以上

(6) 鉄筋のフック

- (a)-(f)に示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
a. 壁長が1m以下の壁鉄筋の束端 b. あばら、帯筋 c. 煙突の鉄筋
d. 柱・梁 (基礎は除く) の出すみ部分の鉄筋 (右図参照)
e. 基礎梁の下端筋
f. その他、本配筋標準に記載する箇所

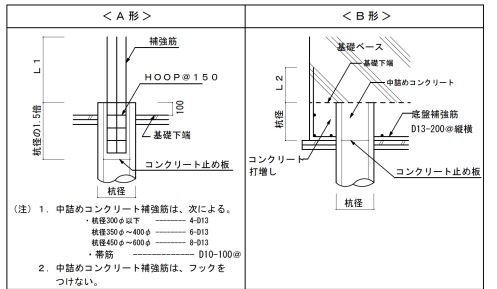
3. 使用可能な鉄筋の最大径 (標準)

Table with columns: 部位, 耐力壁, 壁梁, 布基礎, スラブ, 非耐力壁, 煙. Rows include 壁式鉄筋, コンクリート造.

4. 杭

(注) 短杭等 杭頭の固定度を十分確保する必要のある場合は別途検討する。
地震力等により、杭に引き抜き力が生じる場合は、別途検討すること。

- (イ) 既成コンクリート杭の杭頭補強の方法は、下面A形又はB形とし、適用は特記による。特記がなければB形とする。
(ロ) 中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ固さのコンクリートを使用する。
(ハ) 既成コンクリート杭以外の場合は、特記による。
(ニ) 杭頭を切断する場合の補強は、現場管理者の支持による。



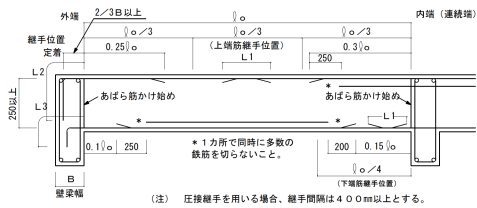
1 級建築士 167894号 坂口 明
構造設計1 級建築士 345号 坂口 明

Table with columns: 工事名, 図面番号, 図面名, 縮尺. Rows include R2 環首 剣山園地公園 三・東祖谷養生 見ノ越第1 駐車場公共トイレ改築工事建築, K-03, 中飯賀業建築研究所, 1 級建築士 203047号 中飯 賀業.

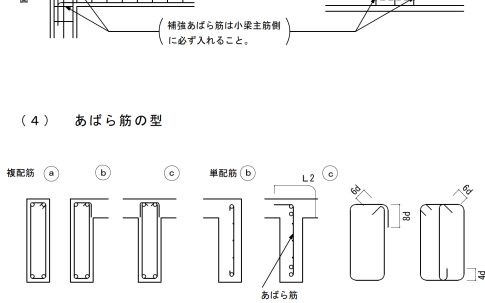




⑤ 小梁の定着・継手位置およびトップ筋長さ



(4) あばら筋の型

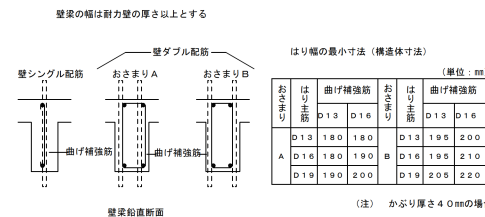


(イ) 原則として (a) のフック先曲げとする。

片側床版付 (L型) 梁で (b)、  
 両側床版付 (T型) 梁で (c) とすることができる。

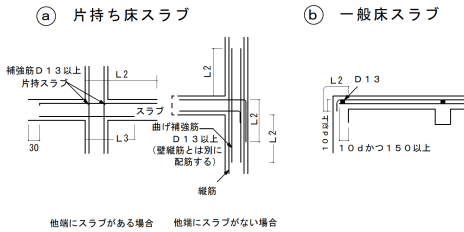
(ロ) フックの位置は (a) にあっては交互、  
 (b) にあってはスラブ側とする。

(5) 壁梁と壁のおさまり

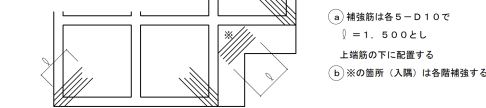


8. 床板

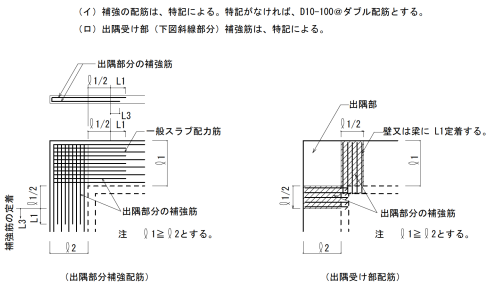
(1) 定着及び継手



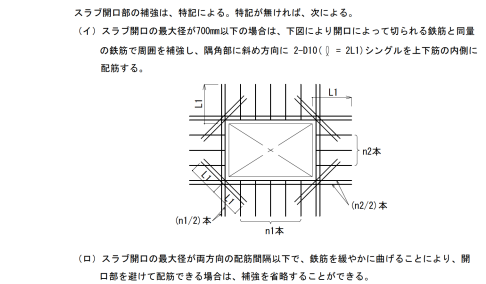
(2) 屋根スラブの補強



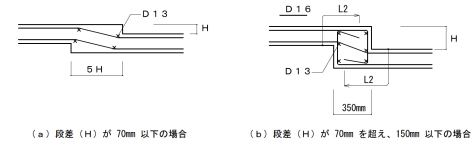
(3) 片持ちスラブ出隅部補強



(4) 床板開口部の補強

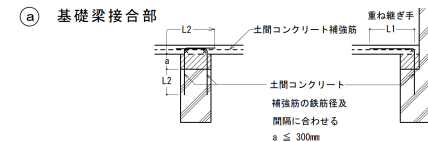


(5) 床板段差

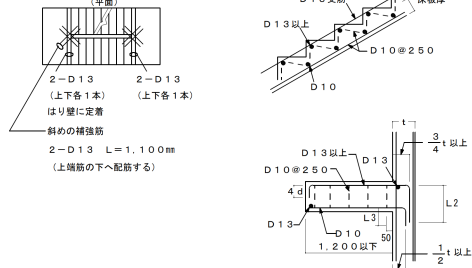


(6) 土間コンクリート

土間コンクリート補強筋は、特記による。

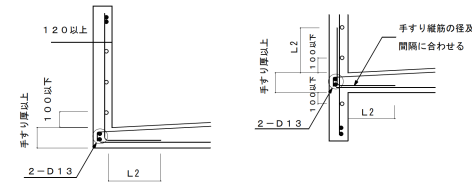


9. 階段

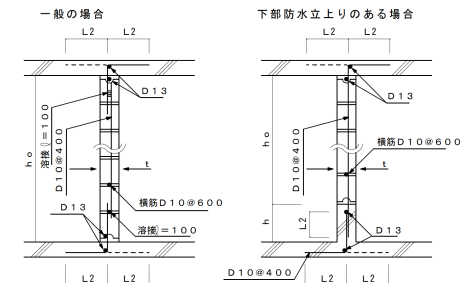


10. その他

(1) 手すり



(2) コンクリートブロック帳壁



注)  $h \leq 2.5t$  かつ  $3500$  以下とする。但し直交方向  $2.5t$  以内で壁、又は柱がある場合は除く  
 $h$  はコンクリートブロック段数間寸法とする。但し、 $200 \leq h \leq 400$   
 鉄筋挿入部はモルタルを充てんすること。  
 ブロック帳壁の主筋および開口縁の補強筋は、重ね継ぎ手をしてはならない。

帳壁厚さ

注) L1は主要支点間距離、L2は持ち出し長さを表す。  
 1つの帳壁が、外壁の (イ) (ロ) の両部分に該当する場合は、その帳壁の過半が属する部分の規定による。  
 一般帳壁: 主体構造に上または左右の両側を2辺以上で支持されている帳壁  
 小壁帳壁: 主体構造に主として一長辺で固定されている帳壁

帳壁の位置	壁厚 (mm)	
	(1) 一般帳壁	(2) 小壁帳壁
間仕切壁	*1 12かつL1/25	12かつL1/11
外壁 (イ) 地盤面からの高さ 10m以下の部分	12かつL1/25	12かつL1/11
(ロ) 地盤面からの高さ 10mを超え 3m以下の部分	15かつL1/25	*2 12かつL1/9

\*1: 地盤面からの高さ 10m以下かつ3階建て以下の部分にあっては10とすることができる。  
 \*2: 建築基準法施工時案 2項の表による速度区画、その0.8倍の値以下に軽減できる区域にあっては11とすることができる。

11. 梁貫通孔補強

(1) 既製品 (使用するときには、設計者又は工事監理者と打合せのこと)  
 リング型  ハイフ型  金網型  フレート型

(2) 鉄筋標準配筋 但し  $\phi \leq D/3$  とする  
 設置可能範囲 梁端部 (スパン  $\setminus$  10以内かつ2D以内) は避ける

80< $\phi$ ≤100	100< $\phi$ ≤150	150> $\phi$ >250
折筋 2-(2-D13)	折筋 2-(2-D13)	斜筋 4-(2-D13)
縦筋 ST 2-D13-100*	縦筋 ST 2-D13-100*	縦筋 ST 2-D13-100*
横筋 2-(2-D13)	横筋 2-(2-D13)	横筋 2-(2-D13)
		*縦筋 ST 2-D13

$\phi > 250$   
 孔補強の有効範囲と定着長さのとり方  
 ※部分について計算で確認された場合は右記の位置、寸法によらずに良い。  
 (スターラップ補強範囲)

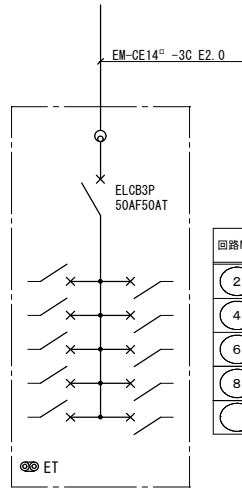
真通孔が連続して間隔等が取れない場合は設計者又は工事監理者と打合せのこと。

1級建築士 167894号 坂口 明  
 構造設計1級建築士 345号 坂口 明

●工事名	R2環首 剣山園地公園 三・東祖谷管生 見/越第1駐車場公衆トイレ改築工事建築	●図面番号	K-05	中飯賀業建築研究所 〒779-1750 徳島県阿南市椿町瀬井29-6 1級建築士 203047号 中飯 賀業
●図面名	構造標準図 3-3	●縮尺		



負荷名称	容量(VA)	回路No.
電灯・警報ラフ付アガ-	200	①
コンセント(ア07-小便器)	300	③
コンセント(多目的便所)	1,260	⑤
コンセント(女子便所)	1,268	⑦
コンセント(女子便所)	1,268	⑨



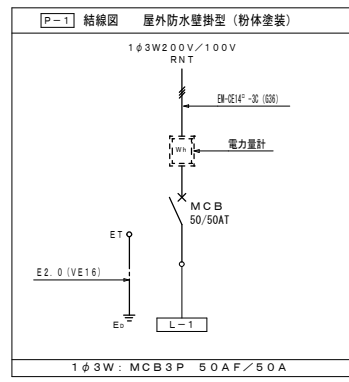
電灯分電盤<L-1>



回路No.	容量(VA)	負荷名称
②	6	電灯(外灯)
④	1,268	コンセント(男子便所)
⑥	600	電気温水器
⑧	1,268	コンセント(女子便所)
○		予備

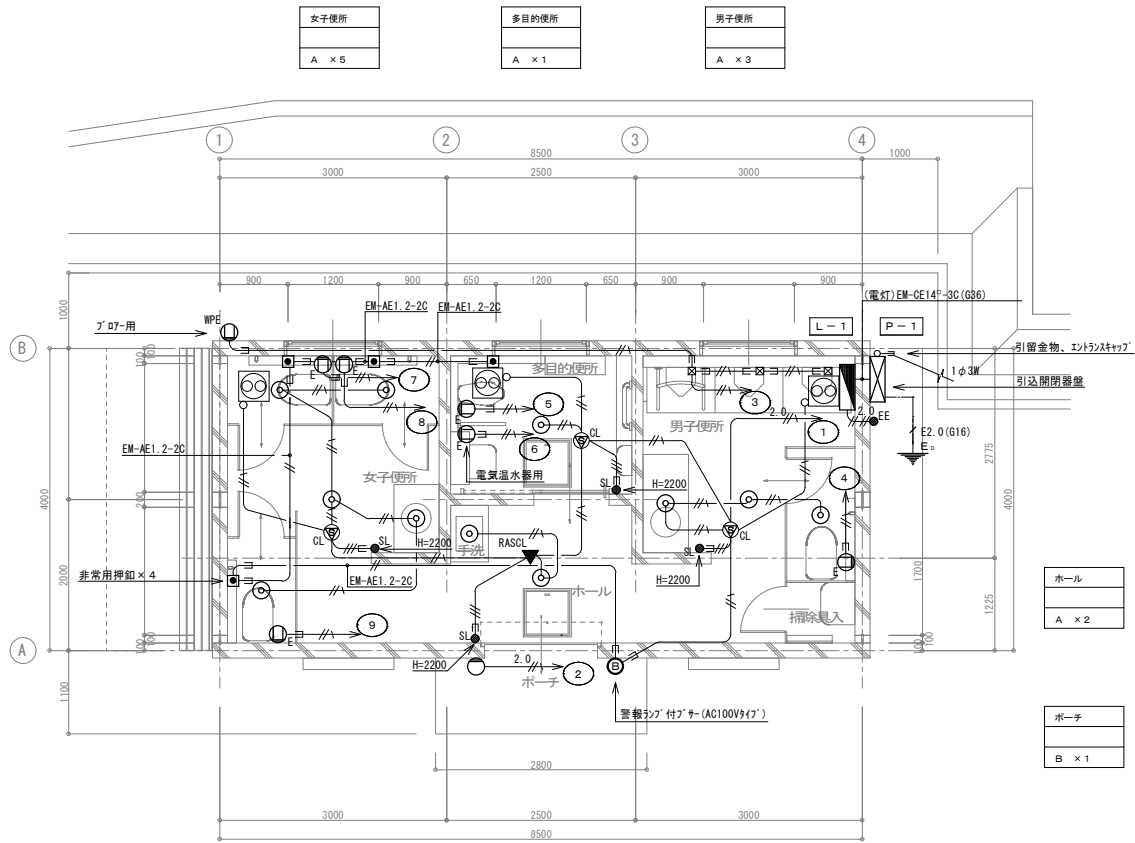
EEXケチ+タイマ-

盤名称	仕様	数量
L-1 (分電盤)	リミッタースペースなし、ドア付	
	鋼板製、露出形、屋内用	
合計容量	7,444 VA	
幹線サイズ	EM-CE14<sup>2</sup>-3C E2.0	
配線用遮断器		数量
主幹	ELCB 50AF/50AT 3P2E	1
2次分岐	MCCB 30AF/20AT 2P1E	10
	タイマー(動作周期:24時間式、回路数:1回路 定格電圧:AC100-240V)	1
	社社寸法:400×600×125	

引込開閉器盤



A	LEDダウンライト 150形
 <p>LED&lt;フロンツァ(3&amp;#226;)&gt;タイプ、電源ユニット内蔵、一般タイプ 4000K、Ra85、拡散タイプ 光源進光角15度、電圧100-242V 光源寿命4000時間(光束維持率95%) 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 反射板(下部):銅板(ホワイトつや消し仕上) 枠:銅板(ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ100</p>	
B	LEDポーチライト 60形電球1灯器具相当
 <p>昼白色(5000K)、Ra83 器具光束540lm、消費電力6.1W、電圧100V 壁面付型、防雨型 拡散タイプ、ツマミネジ方式 カバー:アクリル(乳白) プラスチック(ホワイト)</p>	



図中明記なき配管・配線は下記とする。

〈電灯回路〉	
	EM-EEF2.0-3C
	EM-EEF2.0-2C×2
	EM-EEF1.6-2C
	EM-EEF1.6-3C
〈コック回路〉	
	EM-EEF2.0-3C
	(PF22) 管にて保護とする
二重天井内ケーブルコログシ配線とする。	
隠蔽部分の立下げはPF管にて保護とする。	

平面詳細断面図 1/50

凡例

記号	名称	適用
▼RASCL	熱線センサー付自動スリッパ (観機)	天井付 (8A)
◎CL	熱線センサー付自動スリッパ (観機)	天井付・換気扇連動用
●SL	熱線センサー操作スリッパ	1回路

